

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令案	
規制の名称	一般の人又は組織間の手続における押印の廃止	
規制の区分	緩和	
担当部局	農林水産省大臣官房文書課	
評価実施時期	令和 4 年 6 月	
規制の目的、内容及び必要性等	（１）「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についても法的な考え方の整理などを通じて、民間間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する」こととされ、行政手続における署名又は押印については、令和 2 年に見直しが行われたところ。 （２）今般、一般の人又は組織間の手続（以下「民民手続」という。）においても、印鑑証明書の添付を求めているものについては、押印を求める必要性が乏しく、また、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、以下の政令中の署名又は押印を不要とする改正を行うものである。 ・漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号） ・独立行政法人水資源機構法施行令（平成 15 年政令第 329 号） （３）これらの見直しが行われなかった場合、引き続き、署名若しくは認印による押印、又はオンライン手続に係る電子押印・署名の手続が必要となり、オンラインによる簡易手続を利用できないことで、民民手続の効率化が実現できず、リモート社会の実現に向けた取組を阻害することとなるおそれがある。	
想定される代替案	代替案は想定されない。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	民民間での運用により、必要に応じて本人確認を行うこと	—

		が想定されるものの、規制緩和に伴う遵守費用の増加は生じない。	
	行政費用	民民手続であって行政機関を経由するものではないので、行政費用は生じない。	—
直接的な効果(便益)の把握		署名又は押印を不要とすることによる手続の効率化について、金銭的に便益を把握することは困難であるが、手続に係る消耗品等に係る経費が1件につき1000円程度必要と仮定した場合、年間で20万円以上の削減が達成できる。 また、書面に代えてオンライン手続が可能となることで、手続の方法に選択肢が生まれ、民間でいずれか利用しやすい方法を選択して手続を行うことができるようになる。	—
副次的な影響及び波及的な影響の把握		副次的な影響として、オンラインによる同意取得手続が拡大し、同意取得が迅速かつ容易になることが想定される。また、波及的な影響として、漁船保険組合及び土地改良区におけるオンライン化が進むことが想定される。	—
費用と効果(便益)の関係		規制緩和に伴う新たな遵守費用の発生は想定されない。 一方、署名又は押印を廃止することで、オンラインによる同意取得手続が拡大し、手続が迅速かつ容易になることが想定され、リモート社会の実現に向けた取組に寄与することとなる。また、消耗品等の経費について年間20万円以上の削減が見込まれる。 これらを踏まえ、費用と便益を比べると、便益が費用を上回ると考えられることから、当該措置を導入することは妥当で	

	ある。
その他の関連事項	—
事後評価の実施時期等	施行後 5 年を目途に事後評価を実施する。
備考	—